

令和4年第4回辰野町議会定例会会議録（16日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開会年月日 令和4年6月15日 午後2時00分
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名
 - 1番 吉澤光雄
 - 2番 松澤千代子
 - 3番 山寺はる美
 - 4番 瀬戸純
 - 5番 矢ヶ崎紀男
 - 6番 津谷彰
 - 7番 池田睦雄
 - 8番 樋口博美
 - 9番 舟橋秀仁
 - 10番 小澤睦美
 - 11番 小林テル子
 - 12番 古村幹夫
 - 13番 向山光
 - 14番 岩田清
5. 会議事項
 - 日程第1 議案第17号 辰野町再生可能エネルギー発電施設の設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第2 議案第19号 令和4年度辰野町一般会計補正予算（第3号）
 - 日程第3 請願・陳情についての委員長報告
 - 日程第4 追加提出議案の審議について
 - 議案第22号 令和4年度辰野町一般会計補正予算（第4号）
 - 議案第23号 令和4年度北沢東地区排水管布設工事請負契約について
 - 日程第5 議員提出議案の審議について
 - 発議第1号 インボイス制度（適格請求書等保存方式）の農業・農村における影響を緩和する措置を求める意見書の提出について
 - 発議第2号 水田活用の直接支払交付金見直しに関する意見書の提出について
 - 発議第3号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について
 - 発議第4号 選択的夫婦別姓制度の導入について国会審議の推進を求

める意見書の提出について

日程第 6 議会閉会中の委員会の継続審査について

日程第 7 議員派遣について

6. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	総務課長	加 藤 恒 男
まちづくり政策課長	三 浦 秀 治	住民税務課長	菅 沼 由 紀
保健福祉課長	竹 村 智 博	産業振興課長	赤 羽 裕 治
事業者緊急支援担当課長	岡 田 圭 助	建設水道課長	宮 原 利 明
会計管理者	上 島 淑 恵	こども課長	小 澤 靖 一
生涯学習課長	福 島 永	辰野病院事務長	今 福 孝 枝

7. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	桑 原 高 広
議会事務局庶務係専門員	有 賀 智 美

8. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 6 番	津 谷 彰
議席 第 7 番	池 田 睦 雄

9. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

定足数に達しておりますので、令和 4 年第 4 回定例会、第 16 日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第 1、議案第 17 号、辰野町再生可能エネルギー発電施設の設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を、福祉教育常任委員長、津谷彰議員より報告を求めます。

福祉教育常任委員長（津谷）

本定例会初日に福祉教育常任委員会に付託されました議案第 17 号についての審査状況を報告いたします。6 月 9 日午前 10 時から福祉教育常任委員会室において委員

全員出席のもと担当課職員に内容説明を求め質疑を行いました。議案第 17 号、辰野町再生可能エネルギー発電施設の設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由は災害誘発の恐れがあるものや産廃に対する不安などに対して、町民の安心・安全な生活の確保の強化を図るため条例の一部を改正するものです。主な改正点は、竹木の伐採を伴うものまた分割案件に関する申請は受け付けないとするものです。主な質疑として、「経費の削減や転売目的などのいわゆる分割案件は受け付けないという捉え方でよいか」との質問に対して「そうです。加えて悪質な業者であっても書類さえ揃えば地域の人が反対しても通ってしまう。当初、意見書ということも考えたが、判断材料として弱いため同意という形にした」との答弁でした。「区によっては独自の条例を作ったり、特別委員会を設けたりして区長独自の判断をしなくてもよい制度を作っている。制度がない区へのサポートは」との質問に対し「区長会の際に同意について説明をした。町としてある程度の判断材料の提供や区長個人が苦悩することなく、区民の総意として受けるので話し合いをしていただくことのサポートをする」との答弁でした。そのほか「事業者が先に地権者に話をつけてしまったことにより、条件付きの売買など契約のトラブルがある。土地の売買など所有者に慎重に対応することへの周知をしてほしい」「太陽光発電は推奨されることではあるが、自然環境を守った形でやらないと認可されないこともあるので、改めて町民に周知してほしい」「合意を求めてきた場合の判断基準になるようなチェックリストを作成したらどうか」「エネルギー政策の研究をして、町としてのビジョンを明確にしていくべき」などの意見が出されました。周知について住民向けと事業者向けにホームページの充実、相談体制に力を入れていく。区についても関係区の同意を得る場合や相談があった場合、判断材料の案内を用意していくとの説明がありました。審査のうえ採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。以上、委員長報告といたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 17 号、辰野町再生可能エネルギー発電施設の設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委

員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 17 号は委員長報告のとおり可決されました。日程第 2、議案第 19 号、令和 4 年度辰野町一般会計補正予算(第 3 号)を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○瀬 戸 (4 番)

19 号についての質問、すべてのページなんですけれども、まず 14 ページ歳出の部分なんですけれども、0216、移住定住促進事務の中に地域おこし協力隊員の報酬、他のページもあるんですけれども、今回この地域おこし協力隊の皆さんに追加という形で報酬が追加されております。その部分の理由、そして地域おこし協力隊負担金の追加もあります。その理由をお答えいただければと思います。

○まちづくり政策課長

お答えいたします。地域おこし協力隊の報酬また集落支援員の報酬につきましては、令和 2 年度に会計年度任用職員の期末手当が支給される制度改正が行なわれたんですけれども、地域おこし協力隊についてもこの制度の適用が国においてされることになりました。地域おこし協力隊また集落支援員については期末手当という概念がなく、この報酬をですね加算することにより対応するというので、国の方では段階的にですねこの報酬を上げるということでしたのでございます。今回報酬のですね増加分 2 万円とそれから合わせて活動経費もですね、増加になるということでございます。それを盛らせていただいたところであります。この地域おこし協力隊の活動費また報酬につきましては、全額ですね特別交付税での措置ということで、国の措置がありますので申し添えさせていただきます。以上です。

○議 長

よろしいですか。そのほかありませんか。

○山 寺 (3 番)

20 ページ、20 ページのですね通学路緊急対策交通安全事業ですが、ここの 1,500 万ですけれど場所はどこで、これは道路の両側なのか片側なのか、場所を町道何号線と言われてもわかりませんので、どこからどこまでとお答えいただきたいんですが。

○建設水道課長

まず初めに社会資本総合整備交付金事業で採択されてましたけども、国の方の補助の関係で、こちらの名前で通学路緊急対策交通安全事業費っていうのに振り替えたものでございます。場所はですね町道 8 号線といいまして、通称中央大幹線と言われているものです。今回予定しているのは北は中央北の町道 16 号線から南は下諏訪辰野線の宮木東町という交差点まで、簡単に言いますと自転車道がある区間の歩道につきましてですね、この通学路の事業を得まして歩道の見直しに対応していきたいということで要望しているものでございます。以上です。

○山 寺 (3 番)

あそこの歩道はですね、昔イチョウ並木があったところですか。イチョウを枯らしてイチョウを植えてあったところを埋めて拡幅するっていうことでしょうか。

○建設水道課長

工事自体はですねこれから調査をしてですね、どういう形が一番いいかってことを判断して工事になりますが、基本的には歩道のでこぼこをなくしたいということでございますので、今言われたイチョウの根も考えて対応していきたいと思っております。以上です。

○議 長

よろしいですか。ほかにございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 19 号、令和 4 年度辰野町一般会計補正予算 (第 3 号) を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 19 号、令和 4 年度辰野町一般会計補正予算 (第 3 号) は原案のとおり可決されました。次に日程 3、請願、陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に、総務産業常任委員会へ付託となりました陳情第 3 号、インボイス制度 (適格請求書等保存方式) の農業・農村における影響を緩和する措置を求める陳情、陳情第 4 号、水田活用の直接支払交付金見直しに関する陳情、陳情第 5 号、「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、すべての農業経

営への支援策強化を求める陳情、陳情第7号、選択的夫婦別姓制度の導入について国会審議の推進を求める意見書の提出に関する陳情、以上4件について総務産業常任委員会における審査結果を、総務産業常任委員長、池田睦雄議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員（池田）

はい。令和4年6月定例会陳情審査委員長報告、本定例会初日に当委員会に付託されました、陳情第3号、第4号、第5号及び第7号の4件の審査結果を報告いたします。6月9日午前9時から総務産業常任委員会室において、委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。以下その概要を報告いたします。陳情第3号、インボイス制度（適格請求書等保存方式）の農業・農村における影響を緩和する措置を求める陳情、提出者は、上伊那農政対策委員会、委員長、上伊那農業協同組合、代表理事組合長、御子柴茂樹氏。趣旨は、2023年10月から導入予定のインボイス制度について、日本の農業者は9割が免税事業者であり、インボイス制度導入によりほとんどの農業者に大きな経済的負担を与える。また担い手不足や高齢化が進む中での負担増加は、日本の食料安全保障上の深刻な問題に発展する可能性を秘めている。そこで、免税事業者の特例を設ける等の緩和措置を、国及び関係機関に対して意見書の提出を求めるものです。審査における主な意見として賛成意見は、「根本的にインボイス制度の中止を求めますが、農業者を救う措置は必要なので賛成」「制度廃止はいかがなものかと考えていたが、農業者の思いから緩和の陳情は受け入れられます」「中山間地農業を支える集落営農法人の経営悪化防止の緩和措置に賛成」「農業者にとってインボイス制度導入は不利益なものであり緩和措置が必要」「日本は、食料自給率が低く農業を守る必要があります。食を守り、安心安全に暮らすためにも農家を守る必要からインボイス制度の緩和措置が必要」等が出されました。反対意見は特にありませんでした。採決の結果、全員一致で採択すべきものと決し、意見書を提出することに決定しました。次に陳情第4号、水田活用の直接支払交付金見直しに関する陳情、提出者は陳情第3号と同じです。趣旨は水田活用の直接支払交付金について、令和4年度産から8年産の5年間に一度も水張りが行われぬ、米を作付けしない農地は、交付対象から外す方針が示されました。農業者は長年にわたり主食用米の生産調整に協力し、畑作物が生産しやすい圃場対策を進め転作作物への転換に取り組んできました。今回の見直しにより、麦、大豆などの作物の生産面積の激減や集落営農組織の崩壊、離農者や遊休荒廃地の増加など連鎖的な地域農業の衰退が懸念されます。そのため日本の農業

補助金は欧米の諸外国に比べ低い水準であり、戦略作物の生産拡大には生産コストに見合う公的補助金を必要とすること。2021年公表の食糧自給率は過去最低水準の37.17%となり、直近の国際情勢の不安定から食料安全保障について、国内産を最優先とする農業政策への転換が図られること。農業用水等の維持管理について、土地所有者と耕作者間で経費負担が問題化しているため、国主導の維持管理の仕組みを構築することが望まれます。そこで、農業者が安定的に農業を営むことができるように、国及び関係機関に対して意見書の提出を求めるものです。審査における主な意見として賛成意見は「直接支払制度の変更は農地所有者が翻弄され、打撃を受ける農家が増加するため見直しをしないようにする陳情に賛成」「中山間地では直接支払交付金を受け、荒廃地を増やさないよう努力し大切に維持管理してきました。水路管理は地元負担が増えているため、国の手当を求めることに賛成」「遊休荒廃地にはダイナミックに補助し、食料自給率を上げる対策を取るべきです」「主食とする米の食糧不足は深刻であり、食を守るためにも交付金見直しに反対の陳情に賛成」「地元区が使わない水路の維持管理は負担が大きく、国の支援を要望します」等が出されました。反対意見は特にありませんでした。採決の結果、全員一致で採択すべきものと決し、意見書を提出することに決定しました。陳情第5号「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、すべての農家経営への支援策強化を求める陳情、提出者は上伊那農民組合、竹上一彦氏。趣旨は政府が昨年11月に26万トンの主食米生産数量を削減する計画と、2022年度から畔や水路がなく水張りができない水田や、2022年から2026年の5年間に一度も米を作らなかった水田には、水田活用の直接支払交付金対象から外すとする見直しを発表しました。この見直しは減反を拡大する一方で、今まで永年作物や牧草地利用の転作に協力してきた農家を交付金の対象から排除するものです。食料自給率の低い麦・大豆・そばなど戦略作物の転作に協力した農家への打撃は計り知れず到底受け入れられない。更に交付金から外れた水田は耕作放棄地となり、食料自給率の低下を招くため交付金削減ではなく食料自給率向上を目指し、すべての農家を対象とした施策・予算の一層の拡充を求める陳情です。審査における主な意見として、賛成意見は「陳情第4号と趣旨は基本的には同じです。ただし陳情第5号は交付金の見直しは行わないとし、踏み込んだ陳情となっています」「陳情第5号には農業水路の機能維持と管理について、陳情項目が入っていませんが陳情第4号の十分な予算をつけてほしいとの思いは同じと考えます」等が出されました。反対意見は特にありま

せんでした。採決の結果、全員一致で採択すべきものと決しました。また意見書について、国の施策で水田を減反、転作して協力しているのでは見直しは行なわないと言いつつ切った意見書が良いのではとの意見が出されましたが、陳情第4号の意見書は陳情第5号を包含する意見書となっているため、陳情第5号の意見書は陳情第4号を提出することに決定しました。続きまして陳情第7号、選択的夫婦別姓制度の導入について国会審議の推進を求める意見書の提出に関する陳情、提出者は新日本婦人の会辰野支部、支部長代理、有坂ヨシ子氏。趣旨は夫婦が望む場合の選択的夫婦別姓制度の導入について、平成29年内閣府の世論調査で制度導入賛成が42.5%と約半数、反対29.3%、通称としての旧姓使用に24.4%が賛成等国民の中に様々な意見が存在している。令和3年の最高裁決定で夫婦の氏に関する制度の在り方は、国会で論じて判断されるべきと示している。こうした状況をふまえて国民の親族的身分関係を登録する戸籍制度を堅持しつつ、選択的夫婦別姓制度に関してその意義や必要性、家族生活等への影響について、メリット・デメリット双方の観点から国会審議を推進するよう、国及び政府に対して意見書の提出を求めるものです。審査における主な意見として、賛成意見は「選択的夫婦別姓制度の導入に賛成ですが、国会審議が進んでいないのでまずは審議をすべきと考え賛成」「制度の表決を求めるものではなく、裁判所の判断でも国会でしっかり責任を持って論ぜよとしています」「制度について国会審議をきちんと方向を定めてほしいとし、制度の表決を求めるものではありません」等が出されました。反対意見は「今、通称でも仕事ができ、結婚時に夫婦の姓を話し合いで選べます。子どものことを考えると兄弟で別々の姓を名乗ることの混乱が心配されます。世論は半々の意見に分かれており、国会の議論はもう少し世論の動向を見てからとし、今やらなくてもよいのではないか」「国会で止まっている理由が明確になっていないため、現状の国会審議を求めることはしません」「長い歴史の中で作り上げられた制度であり、国会議論の機は熟していません。現在でも不都合がないため、国会では喫緊の課題を議論してほしい」等が出されました。採決の結果、賛成と反対が3対3で同数となりました。よって、委員会議長でもある委員長は賛成として、賛成4、反対3で本陳情は採択すべきものと決し、意見書を提出することに決定しました。以上陳情に対する委員会の審査結果を報告しました。賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長

ただ今の委員長報告に対し、はじめに陳情第3号、インボイス制度（適格請求書等保存方式）の農業・農村における影響を緩和する措置を求める陳情について質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより陳情第3号、インボイス制度（適格請求書等保存方式）の農業・農村における影響を緩和する措置を求める陳情についてを採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって陳情第3号は委員長報告のとおり決しました。次に陳情第4号、水田活用の直接支払交付金見直しに関する陳情について質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより陳情第4号、水田活用の直接支払交付金見直しに関する陳情についてを採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって陳情第4号は委員長報告のとおり決しました。次に陳情第5号、「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、すべての農家経営への支援策強化を求める陳情について質疑、討論を行います。ありませんか。

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより陳情第5号、「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、すべての農家経営への支援策強化を求める陳情についてを採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって陳情第5号は委員長報告のとおり決しました。次に陳情第7号、選択的夫婦別姓制度の導入について国会審議の推進を求める意見書の提出に関する陳情について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

○小澤(10番)

選択的夫婦別姓制度の導入について国会審議の推進を求める意見書の提出についての、反対の立場から討論させていただきたいと思います。本陳情は選択的夫婦別姓制度に関し、その意義や必要性、家族生活及び社会生活への影響について、メリット・デメリット双方の観点から社会に開かれた形で議論を進める必要があるため、本議会において国会審議を推進することを求めている意見書を提出していただきたいとの陳情です。しかしこのメリット・デメリットについては各方面からすでに議論されている現実を踏まえ、意見書の提出について反対させていただきたいと思います。例えば現在の日本において、事実婚を例に夫婦別姓となる場合のメリットとしては、姓を変える必要性がないため運転免許証やパスポート、銀行口座などの各種手続きが不要なこと、戸籍に結婚歴や離婚歴が残らず周囲の人からも結婚、離婚に関することがわかりにくいという点から、プライバシーが保たれるということ、また慣習的に結婚の際には女性が苗字を変えるものと、半ば強制されているとも考えられたことが、夫婦別姓とすることで自尊心を確保し、夫婦平等を実現できる等のメリットが言われております。反面デメリットとしては、一つとして子どもが非嫡出子となること、二つとして事実婚の夫婦は法律上の夫婦ではないため、お互いに法定相続人となることができないこと、三つとして所等税の配偶者控除や配偶者特別控除などの優遇が受けられないこと、四つとしては代理人や保証人になれないこと、五つとして住宅ローンや携帯電話の家族割を利用できないなどのデメリットがあげられています。このように夫婦別姓には各種手続き面でのメリットがある一方、子どもの親子関係や相続権等のデメリットが目立つシーンが少なくないと思います。このように様々な議論がある中今まで国会で議論がなされなかった理由として、事実婚の夫婦の間に生まれた子は婚外子として非嫡出子となります。一般的に子どもは母親の戸籍に入り母親の姓を名乗る

のが一般的ですので、父親とは姓が異なり父親との父子関係は法律上当然生じないこととなります。また共同親権は法律婚の夫婦にのみ認められています。従って事実婚の夫婦の子どもは共同親権が認められず、母親の単独親権しか認められていないというデメリットが大きな要素となっているのではないかと思います。なぜなら子どもにとって親権が父親、母親にある共同親権でなく、母親の単独親権ということは相続等将来的に大きな問題であると思いますし、家族とは何かということにつながりかねない問題だと思います。このことは日本の家族制度の根本に繋がりがねない問題であることから、国会審議が今まで進められてこなかったという理由だと思います。故にこの選択的夫婦別姓制度の導入について、国会審議の推進を求める意見書の提出について反対します。

○議長

はい。そのほかありますか。賛成か反対か先に。

○吉澤（1番）

委員長報告賛成、陳情採択賛成の立場です。今、反対の討論の中でもふれられた事実婚が増えていると、成人の中の2、3%位の割合になるという記事も今朝見たところです。その理由の多くがやはり同姓を強いられる中での同姓にできない、したくないということでの事実婚を選ばざるを得ないということがあるというふうに指摘されていまして、その事実婚のデメリットは今、小澤議員からも縷々述べられたことではあると思います。国連の関係では女性差別撤廃条約っていうのが採択されていまして、その批准を世界に求められてるわけですがけれども、この条約の中では夫婦の姓についてですね「夫及び妻の同一の権利として姓の選択を保障するよう締約国に義務付けています」つまりどちらの姓にするのか別姓でいくのか、選べるようにすることを世界国連加盟国に求めているんですって言いますのは、日本の夫婦同姓制度というのは世界ではかなり稀な少数派だというふうに聞いております。各国の男女平等に関する達成状態を示すジェンダーギャップ指数、これは世界経済フォーラムが発表しているものですが、これだと日本は156箇国中120位と低いと。いろんな分野の課題があるんですが、夫婦同姓に固執しているのも、この男女平等の達成率の低さの要因になっているというふうに言われています。本陳情について言いますと委員会審議の報告にもあったとおり、夫婦別姓制度の導入を求めるものではありません。また国会で速やかに決めろとゆってるわけでもないんです。国会での議論を進めてくださいというもの

です。国会は皆様百も承知のとおり国権の最高機関、国民を代表する機関として国民の意見を集約し方針を出していくところです。そこで高まっている夫婦別姓への要望、声に応じてメリット・デメリットを十分慎重に議論して、それで方向を出していくということを求めるっちゅうのは、まったく議会制民主主義また男女平等の推進、人権の尊重っちゅう点でも極めて当然のことではないかと思う次第です。ですから夫婦別姓に反対の方も含めて、この陳情には賛成するべきではないかということを書きたいと思います。最後に、私も職場や身近な人に夫婦別姓を選んで、事実上の夫婦別姓を選んできた方がいます。実際先ほど小澤議員が言われたように、いろんな手続きや社会保障制度、支援を受けるためには様々な障害があったようで、その都度離婚と結婚という手続きを繰り返したという話も聞いております。そういう不都合が実際にありますことが、この改正の検討の必要な理由として私は考えるわけです。さらに日本の制度の定着ということですが、歴史はあまり詳しくはありませんが、鎌倉殿の13人では源頼朝の奥さんは北条政子として歴史に名を残していると、そういう例もあるわけですからそういう可能性も含めて、メリット・デメリットについて国会において十分審議を尽くすように求めるといふ陳情に賛成いたします。以上です。

○議 長

他にありませんか。

○向 山 (13 番)

委員長報告に賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。私はかねてからパートナーシップ宣言制度について導入を求めてまいりました。これは選択的夫婦別姓制度が制度化されていないがための不利益を、地方自治体の裁量の中で解決していこうというある意味、緊急避難的な措置だというふうに私は考えています。このパートナーシップ宣言制度が私もすでに議会の一般質問の中でも指摘しておりますけれども、全国民の住民に対して4割を上回る範囲で適用されるようになってきていますし、近隣では松本市そして今年の4月からは駒ヶ根市でも導入されました。辰野町でもこの導入についてきちんと検討がされているというふうに私は承知して認識しておりますけれども、こういった地方自治体で緊急避難的な措置をしないで済むような制度の確立が必要だというふうに思います。これについては政府与党内でも議論が様々あって、政権党である自民党の中でも、一旦は前へ進めるというような方針が出されたにも関わらず、撤廃されているというふうに承知しております。それは先ほど

の議論の中にもありました我が国固有の制度、家制度をということでありますけれども、そのことがすでに実態として失われるとは言いませんけれども、制度そのものがかなり限界を示してきているというふうに思います。かといって今の戸籍制度に合わせてどういうふうにするのかということについては、様々議論があるかと思えますし法的なテクニックも必要だろうと思えます。選択的夫婦別姓制度を進めるにしても、かなり長い議論が必要になってくるだろうと思えますから、ですからこそ一日でも早く国会での議論を進めるべきだというふうに思います。先ほど反対討論の中にもありました様々なこの夫婦の別姓制度が採択されていないがためのそのご夫婦の間での不利益があります。今般の新型コロナウイルス禍の中での病院での付き添いの問題だとか、あるいは葬儀の問題、それからそのほか更に身近な問題とすればアパートへの入居の問題等々あるわけですから、私はパートナーシップ宣言制度を辰野町で早期に導入してほしいということを申し上げながら、併せて国でこの制度を制度化することがパートナーシップ宣言制度という、下からの盛り上げを制度化していくための一つの目標になるんだらうというふうに思います。従って選択的夫婦別姓制度について、国会での審議を進めるという請願について採択すべきだという立場で討論を終わりにします。

○議長

そのほかありませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより陳情第7号、選択的夫婦別姓制度の導入について国会審議の推進を求める意見書の提出に関する陳情についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採決です。委員長報告のとおり決するに賛成の方はご起立願います。

(議場 起立9名)

○議長

起立多数です。よって陳情第7号は、委員長報告のとおり採択することに決しました。次に、福祉教育常任委員会へ付託となりました、請願第6号、「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書について、福祉教育常任委員会における審査結果を、福祉教育常任委員長、津谷彰議

員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（津谷）

本定例会初日に福祉教育常任委員会に付託されました請願第 6 号の 1 件について、6 月 9 日午前 9 時から福祉教育常任委員会室において委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。請願第 6 号については請願者から請願理由の説明をしたい旨の申し出があり許可いたしました。以下、その概要を報告いたします。請願第 6 号、「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書採択を求める請願書。提出者、辰野町公立学校教職員組合、執行委員長、渡邊秀吏氏、紹介議員、山寺はる美議員。審査の冒頭、提出者の渡邊氏から説明を受けました。請願の趣旨として 2021 年度より 5 年計画で小学校での 35 人学級が実現したが、中学校は 40 人のままの現状である。新しい生活様式における身体的距離の十分な確保ためにも、少人数学級は更なる推進が必要である。新学習指導要領への対応やいじめや不登校など解決すべき課題が山積みをしている。子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが、豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、更なる少人数学級推進と抜本的な定数改善計画に基づく教員定数の改善が不可欠である。義務教育費国庫負担制度は国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的としている。しかし国庫負担金が 2005 年から 3 分の 1 に引き下げられたもと、厳しい財政状況のなか独自財源により人的措置を行っている自治体があるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。子どもたちがどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠であるとして、更なる少人数学級推進と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度を堅持・拡充を求めるものです。主な質疑では、「中学校が実施されないわけは」との質問に対し、「国では中学校も進めたいとの発言があるが予算化されていない」「働き方改革の捉えは」との質問に対し「この請願における働き方改革の捉え方は教職員のゆとりなどの意味合いではなく、子どもたちと接する時間を増やすことができるための思い」との答弁でした。審査の中で「教育環境が非常に厳しくなっている、この請願は当然であり賛成」「教育レベルは国の礎、学級の人数を国際レベルに持っていくことや国の予算を 2 分の 1 に戻すことに賛成」「少人数だと一人ひとりに目が届きやすく、充実した学習ができるので賛成」などの意見が出されました。

審査の結果、委員会全員一致で採択すべきとし、意見書を提出することに決しました。委員会における請願 1 件の審査結果は、以上のとおりです。以上、委員長報告といたします。

○議長

ただ今の委員長報告に対し、請願第 6 号、「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書について、質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、請願第 6 号、「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書についてを採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は、採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、請願第 6 号は委員長報告のとおり決しました。次に日程第 4、追加提出議案の審議について、議案第 22 号、令和 4 年度辰野町一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

令和 4 年度辰野町一般会計補正予算（第 4 号）を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は長野県議会議員補欠選挙に係る経費、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金、住民税非課税世帯等臨時特別給付金、福祉医療給付金、辰野町第 6 波対応事業者支援金等を追加するものであります。補正総額は 7,717 万 9,000 円の追加で予算総額は 95 億 5,486 万 9,000 円となる補正予算であります。以下その概要を申し上げますと、歳入につきましては国庫支出金、県支出金、財産収入及び繰越金の増額であります。歳出につきましては総務費で役場庁舎南通用口のスロープ工事、地方創生臨時交付金事業で低所得の子育て世帯生活支援特別給付金へ独自に 2 万円を上乗せする給付金、長野県議会議員補欠選挙に伴う費用等の追加と長野県知事選挙関連予算との統合による組み換えであります。民生費では低所得の子育て世帯生活支援特別給付金及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金に係る費用、18 歳ま

での乳幼児、児童の医療費無料化による福祉医療給付金の追加です。商工費では新型コロナウイルス感染症の事業者支援として繰越事業で実施している、辰野町第6波対応事業者支援金の不足分の追加であります。教育費では美術館で7月に開催予定の特別展におけるワークショップ及び作品数の増による費用、北沢東地区森下第2遺跡の試掘調査に係る経費の追加であります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○山寺(3番)

15ページの商工費のことでお伺いします。2,000万円の交付金で辰野町第6波対応事業者支援金が2,000万円組まれています。この内容というか内訳を教えてください。

○事業者緊急支援担当課長

それでは議員の質問にお答えいたします。辰野町第6波対応事業支援金につきまして、こちらについては新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内事業者への、事業継続を支援するというを目的に現在実施をしております。なお実施をする際に国の事業復活支援金こちらを支給されていることを要件に、支給するという条件にしまして交付の迅速化をはかっているところであります。ただこの交付制度について当初予想される件数を試算する際に、過去の制度資金ですとかそういった町で実施した交付の件数こちらを参考に、当初120件と見込んで予算化したんですが、実際のところ見込みより多く申請がございましたので、予算が不足するという事態になりましたので、補正予算で計上させていただいていると。ちなみに対象業種については広く見込んでおりまして、法人・個人ともに一律20万の支給を行うという内容でございます。以上です。

○議長

そのほかございませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第22号、令和4年度辰野町一般会

計補正予算（第4号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第22号、令和4年度辰野町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。議案第23号、令和4年度北沢東地区排水管布設工事請負契約についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第23号、令和4年度北沢東地区排水管布設工事請負契約について提案理由を申し上げます。当工事の請負契約につきましては、令和4年6月1日一般競争入札に付した結果、落札者が決定しましたので請負契約を締結するため、辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は令和4年度北沢東地区排水管布設工事、契約の方法は一般競争入札、契約金額は1億1,220万円、契約の相手方は長野県上伊那郡辰野町大字伊那富7475番地3、株式会社ヤマウラ辰野支店でございます。なお一般競争入札の応札者は4者でありました。以上提案理由を申し上げます。工事内容につきましては事業者緊急支援担当課長から説明申し上げますので、ご審議の上原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○事業者緊急支援担当課長

ここからは工事概要を申し上げます。工事個所につきましては北大出北沢地区、位置としましては北沢工業団地の東側でございます。内容は北沢東地区の約8ヘクタールの用地につきまして、企業誘致事業に伴いまして地区内にあります町名義の工業用排水路を付け替えることを目的とした工事でございます。施工方法ですが排水路の管の布設工事、主にボックスカルファート工事、こちらは450メートルであります。工期につきましては令和4年11月30日です。以上です。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 23 号、令和 4 年度北沢東地区排水
管布設工事請負契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のと
おり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 23 号は令和 4 年度北沢東地区排水管布設工事
請負契約については原案のとおり可決されました。日程第 5、議員提出議案の審議に
ついて、はじめに発議第 1 号、インボイス制度（適格請求書等保存方式）の農業・農
村における影響を緩和する措置を求める意見書の提出についてを議題といたします。
事務局長から議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第 1 号 朗読)

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、発議第 1 号、インボイス制度（適格請求
書等保存方式）の農業・農村における影響を緩和する措置を求める意見書の提出につ
いてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案
は原案のとおり決するに賛成の方はご起立願います。

(議場 起立 13 名)

○議 長

起立多数です。よって発議第 1 号は、原案のとおり可決されました。次に発議第 2
号、水田活用の直接支払交付金見直しに関する意見書の提出についてを議題といたし
ます。事務局長から議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第 2 号 朗読)

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより、発議第 2 号、水田活用の直接支払交付金見直しに関する意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご賛成の方はご起立願います。

(議場 起立 13 名)

○議 長

起立多数です。よって発議第 2 号は、原案のとおり可決されました。次に発議第 3 号、「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長から議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第 3 号 朗読)

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより、発議第 3 号、「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに賛成の方は、ご起立願います。

(議場 起立 13 名)

○議 長

起立多数です。よって、発議第 3 号は、原案のとおり可決されました。次に発議第 4 号、選択的夫婦別姓制度の導入について国会審議の推進を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長から議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第 4 号 朗読)

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、発議第4号、選択的夫婦別姓制度の導入について国会審議の推進を求める意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに賛成の方はご起立願います。

(議場 起立9名)

○議 長

起立多数です。よって発議第4号は、原案のとおり可決されました。日程第6、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から別紙のとおり、閉会中の継続審査申出書が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第72条の規程により、各委員長申し出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。日程第7、議員派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。法第100条第13項及び辰野町議会会議規則第124条の規定により、お手元に配布いたしましたとおりに議員派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配りましたとおりに派遣することに決しました。

以上で、本定例会の日程は、全部終了いたしました。ここで、町長から挨拶を受けます。

○町 長

5月31日に開会いたしました、第4回辰野町議会定例会初日にご提案申し上げました21議案、本日追加提案しました2議案、計23議案全てを原案どおり承認、可決いただき感謝申し上げます。今議会一般質問では、道路、健康福祉、防災、公共交通、環境、産業、教育と多岐にわたる分野で様々なご意見やご提言をいただきました。今

後の対策と行政運営に活かしてまいります。さて、先日 12 日飯田市で開催された「三六災害 60 年シンポジウム」に参加してまいりました。写真などで当時の災害の様子を振り返り、地域防災力の強化について改めて思いを強くいたしました。県内では今年も例年より 8 日早く梅雨入りし、これから本格的な出水期を迎えますが各ご家庭においても災害に対する備えをお願いするところでもあります。また一般質問でもお答えしたとおり川島小学校については 12 月議会定例会に統廃合の関係議案を提出し、ご審議いただく予定です。これに先立ち 7 月 19 日に川島区で地元懇談会を開催し、町や教育委員会が考えている統合の必要性等をお伝えするとともに、地元住民の皆さんの様々な思いをお聞きしたいと思っております。今月 3 日に公表された一人の女性が生涯に生む子どもの数を示す合計特殊出生率は、昨年の数値は 1.30 で 6 年連続低下、出生数は過去最低でありました。予想以上に日本全体で少子化が加速しておりますが、川島小学校についての苦渋の選択もこうしたことが背景の一つにあります。さらに収束が見えない新型コロナウイルス感染症やウクライナ危機に伴う世界経済への影響等先行き不透明な状況が続きますが、職員一丸となって持続可能な町を目指し、各事業や様々な改革に取り組んでいく所存であります。議員各位におかれましては、それぞれのお立場で引き続きご支援ご協力いただくことをお願い申し上げ、閉会にあたりましての挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議 長

以上で、本日の会議を閉じます。これをもちまして、5 月 31 日に開会しました令和 4 年、第 4 回辰野町議会定例会を閉会といたします。16 日間にわたりました長丁場、大変ご苦労さまでした。

10. 閉会の時期

6 月 15 日 午後 3 時 23 分 閉会

この議事録は、議会事務局長 桑原高広、庶務係専門員 有賀智美の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 6 番

署名議員 7 番